

島本町立人権文化センター 利用の手引き

島本町立人権文化センターは、基本的人権の尊重の精神及び島本町人権擁護に関する基本条例の趣旨に基づき、差別と偏見にとらわれることのない住民の幸福を追求する人権文化を推進するために設置しています。

ここでは、住民の皆さんの地域活動や交流を支援するため、貸室やさまざまな催しを行っています。



●開館時間

午前9時から午後5時30分（月曜日～土曜日）

（注） 祝日、年末年始を除きます

（注） 金曜日の午後5時以降は事前予約がある場合（5週間前までに要予約）のみ貸室を行います。なお、窓口は、月曜日～土曜日の午前9時から午後5時30分までの開館となります。

（注） 暴風警報発令時は、閉鎖します。

（注） 土曜日は住民票・記載事項証明書の発行は行いません。

(令和7年6月1日現在)

目次

施設の紹介	3
1. 貸室.....	5
(1) 利用者登録申請.....	5
(2) 貸室・設備の利用手続き	6
(3) 使用料の減免	7
(4) 使用日当日の流れ.....	8
(5) 予約のキャンセルと使用料の還付.....	8
(6) 予約の変更	8
(7) 室内での飲食	8
(8) 冷暖房	9
(9) ゴミ等の処理	9
(10) その他	9
2. いこいの広場	9
3. 行政サービスコーナー	10
人権文化センターへのアクセス.....	10

施設の紹介

階	貸室		面積 (㎡)	定員 (人)	部屋の概要
1階	和室		42.0	20	各種団体の会合やヨガ、茶道などサークル活動、会食会場に利用いただけます。
	料理教室		51.5	17	各種団体における料理セミナー、高齢者配食サービスに利用いただけます。
2階	多目的室		34.0	16	会議や各種団体のサークル活動などとして広く利用いただけます。
	学習室		31.2	15	パソコン教室などに利用いただけます。ノートパソコン6台、プリンター1台を設置しています。

階	貸室		面積 (㎡)	定員 (人)	部屋の概要
2 階	集会室		135.9	100	文化団体のサークル活動や、地域の各種団体の会合、催しなどに利用いただけます。
屋外	多目的広場		946.2		各種団体における屋外での活動に利用いただけます。

○施設使用料金等

	名称	定員	1 時間あたり使用料	
			月～金曜日	土曜日
1 階	和室	20 人	300 円	400 円
	料理教室	17 人	350 円	450 円
2 階	多目的室	16 人	250 円	350 円
	学習室（パソコン 6 台）	15 人	200 円	300 円
	集会室	100 人	950 円	1,200 円
屋外	多目的広場		500 円	650 円
附帯設備	プロジェクター		300 円	
	アップライトピアノ （多目的室・集会室）		150 円	

（注）使用時間は 1 時間単位でお申し込みください。使用時間には準備と片付けの時間も含まれます。

（注）使用者が町外居住の場合は、上記の使用料の 5 割増しの料金となります。

（注）附帯設備に使用料の減免はありません。

1. 貸室

(1) 利用者登録申請

① 貸室をご利用いただくためには「利用者登録」が必要となりますので受付窓口で申請してください。（既にふれあいセンターでの登録がお済の方は申請の必要はありません。お持ちの「利用者登録カード」をご利用ください。）

（注）インターネットでは登録できません。

（注）登録が完了しないと施設予約ができません。

② 利用者登録には、個人の場合は、本人証明書（運転免許証・パスポート・健康保険証・マイナンバーカード等）、会社等法人の場合は、本人証明書のほか、社員証・名刺等、団体の場合は本人証明書のほか、定款等を持参してください。

③ 申請書提出後「利用者登録カード」を発行します。（人権文化センターで発行した「利用者登録カード」はふれあいセンターでもご利用いただけます。）

④ 登録受付時間：午前9時～午後5時30分（月曜日～土曜日）

（注）詳しくは人権文化センター窓口または電話でお問い合わせください。

利用登録及び利用上の注意事項

登録及び利用に際しては、次の事項を遵守してください。次のいずれかに違反した場合は、利用者登録を抹消する場合があります。

その他、利用者として不適当と認められる場合及び管理上支障があると認められる場合は利用者登録を抹消します。

（注）利用者登録カードは、1団体または1個人につき1つとします。

（注）複数団体で同一目的の部屋等の予約及び利用はできません。（共同で利用される場合は、いずれかの団体が代表して、予約してください）。

(2) 貸室・設備の利用手続き

抽選予約（島本町内在住・在勤・在学者のみ利用可能）と随時予約（抽選予約確定後の予約）の2種類の方法があり、いずれもインターネットもしくは受付窓口で申込できます。インターネットからは「島本町施設予約システム」から申し込みができます。予約システムへは、URL「<https://shimamoto.rwin.jp/>」からか、島本町ホームページ、QRコードを読み取ってアクセスしてください。



システムへのアクセスはこちらから→

抽選予約

インターネットの場合は、利用者IDとパスワードを入力することで、又は人権文化センター開館中受付窓口に来館いただくことで抽選予約申込が出来ます。抽選予約申込期間は、利用する月の3ヵ月前の21日から月末まで（受付窓口の場合は開館時間中）となります。（例：9月利用の場合6月21日午前9時から申込可能）

抽選は、利用する月の2ヵ月前の1日に、コンピューターにより自動的に行われ確定します（例：9月利用の場合、7月1日に確定）。

抽選結果は、申込者の登録されたアドレスに電子メールもしくは電話で通知します。

インターネットによる随時予約（仮予約）

島本町施設予約システムへアクセスいただき、利用者IDとパスワードを入力することにより施設仮予約が出来ます。

仮予約は、利用する月の2ヵ月前の1日午前6時から先着順に仮予約申込ができます。

仮予約申込受付時間・・・メンテナンス日を除き、利用日の前日から起算しての8営業日前までの午前6時～午後9時

仮予約の受付は1日5件までとします。

仮予約の翌日から起算して7日以内に本予約（窓口にて使用料の支払い）がなされない場合は自動でキャンセルされます。

受付窓口による随時予約

・ 受付時間・・・月曜日～土曜日 午前9時～午後5時30分

・ 予約は、利用する月の2ヵ月前の1日午前9時から窓口で、先着順に予約申込ができます。「利用者登録カード」をご持参ください。

(注)各月の1日が休館日となるときは、その日以降において、その日に最も近い休館日でない日から予約申込ができます。

支払方法

インターネットによる予約の場合は、抽選予約結果通知および仮予約の翌日から起算して7日以内に「利用者登録カード」をご持参の上、受付窓口で使用料をお支払いください。受付窓口による随時予約の場合は予約時に窓口で使用料をお支払いください。使用料納入の際、使用許可書を交付します。

なお、お支払い期日が休館日となる場合は、その日以前において、その日に最も近い休館日でない日までにお支払いください。

（注）使用許可書の交付後、利用日時の変更・取消等を行う場合は、変更・取消申請手続が必要となります。

(3) 使用料の減免

使用料の減免を受けようとする団体は貸室利用の申請をするまでに「島本町立人権文化センター使用料減免団体登録票」を提出していただきます。

減免対象となる団体については下記一覧表のとおりです。

（注）減免の許可証につきましては、1～2週間程度お待ちいただく場合がございます

減免対象となる条件	減免率
・町（町が設置する附属機関等を含む）が行政目的で使用する場合 ・町以外の官公署が行政目的で使用する場合 ・町と連携し、人権問題の課題解決に取り組む団体が使用する場合 ・行政の協力要請を受けた活動により使用する場合 ・町からの委託事業等を実施するために使用する場合 ・町長が指定する町内の福祉関係団体のうち、障害者団体が本来の目的で使用する場合	全額
・町の教育委員会が認定した団体が本来の目的で使用する場合 ・町長が指定する町内の福祉関係団体（障害者団体を除く。）が社会福祉活動のために使用する場合 ・町内の各種団体が公益的な活動目的で使用する場合 ・その他特別の事由により、町長が特に必要と認めた場合	半額

(4) 使用日当日

貸室への入室は、午前9時以降且つ使用する部屋に前の利用者がいない場合は使用開始時間の10分前から可能です。使用の際に許可書を確認しますので、許可書をお持ちのうえ、窓口にお越しください。許可書確認後、鍵と活動記録表をお渡しします。お帰りの際は、終了時間までに部屋の後片付け、施錠をし、窓口まで鍵の返却と活動記録表の提出をお願いします。

(注) 使用時間は準備から片付けまでの時間を含む時間です。予約時間前に準備又は予約時間後に片付けとして入室していただくことはできません。

(5) 予約のキャンセルと使用料の還付

部屋の予約をキャンセルする場合、使用許可書をお持ちのうえ、人権文化センター窓口までお越しください。以下の条件により、使用料が還付されます。

還付対象となる条件	還付額
・災害その他使用者の責めに帰することができない理由により、センターを使用することができなくなった場合	全額
・使用者が使用の7日前までに使用の取消しの申請をし、町長が許可した場合	7割に相当する額
・使用者が使用の3日前までに使用の取消しの申請をし、町長が許可した場合	5割に相当する額

(6) 予約の変更

すでに予約されている場合、日時の変更はできません。変更する場合は、既に予約されている部屋をキャンセルしたうえで、再度部屋の申請をお願いします。その場合、納付いただいた使用料は、全額返金できないことが多いため、予約時はなるべく変更の発生しないようにご注意ください。

(7) 室内での飲食

室内（和室、多目的室、集会室）で飲食をされる場合は、事前に会食の申請が必要となります。窓口にて申請をいただき、承諾を受けてください。

(8) 冷暖房

冷暖房を利用される場合は、窓口にてリモコンを貸し出しておりますので、窓口でお問い合わせください。また、利用終了後は電源をお切りのうえ、窓口までリモコンの返却をお願いします。

(9) ゴミ等の処理

ゴミ等廃棄物については、必ず各自で持ち帰ってください。

(10) その他

室内外の壁等に掲示物を貼らないでください。掲示が必要なものがある場合は、お問い合わせください。

2. いこいの広場

人権文化センターでは、「人権文化の交流事業」として、いこいの広場を開催しています。

町内在住・在勤・在学ならどなたでも自由に参加できます。申込不要で、参加費も無料ですので、お気軽にご参加ください。

名称	曜日	時間
卓球広場	毎週水・金曜日	13:00～15:00
	毎月第1・3・5月曜日	13:00～15:00
	毎月第2・4月曜日	10:00～12:00
囲碁広場	毎週月・木曜日	13:00～17:00
絵画広場	毎週火曜日	9:30～12:00
いきいき百歳体操広場	毎週水曜日	9:30～11:00
カラオケ広場	毎月第2・4月曜日	13:30～15:00

(注) 他の事業等の兼ね合いにより、中止にする場合があります。

3. 行政サービスコーナー

人権文化センターでは、住民票・記載事項証明書の写しを即日交付することができます。

また、図書館で借りた本やCDなどの返却受付も行っています。

●受付時間

- ・午前9時から午後5時30分（月曜日～土曜日）

（注） 祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除きます
土曜日は住民票・記載事項証明書の発行は行いません。

人権文化センターへのアクセス



所在地 大阪府三島郡島本町広瀬二丁目22番27号

連絡先 TEL : 075-962-4402 FAX : 075-962-4499

●鉄道

- ・ 阪急水無瀬駅から徒歩約 16 分（1.3 キロメートル）
- ・ JR 島本駅から徒歩約 20 分（1.6 キロメートル）
- ・ 阪急大山崎駅から徒歩約 12 分（950 メートル）
- ・ JR 山崎駅から徒歩約 13 分（1.0 キロメートル）

●バス

- ・ 阪急バス 41 系統、51 系統「新山崎橋行き」

阪急水無瀬駅、JR 島本駅から乗車

国道島本バス停から徒歩約 6 分（450 メートル）

（注）41 系統は JR 島本駅には停まりません。運行本数が少ないため、時間を確認してお越しください。

●自動車

- ・ 国道 171 号 江川交差点を西へ。突き当りを右へ。案内看板を左へ。

（注）案内看板から先、道が狭いのでご注意ください。

（注）駐車場には限りがありますので、できる限り徒歩や公共交通機関でお越しください。